

兵庫県公報

平成29年10月6日 金曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

民間の活力を利用した都市公園のにぎわいの創出を図るため、展示会その他の催しに係る使用の期間について、その使用の時間に応じた計算方法を設定することとした。

規 則

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第43号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 条例別表第1の3の款に規定する展示会その他の催しに係る使用の期間については、第1項第3号の規定にかかわらず、その使用の期間に1日未満の端数を生ずるとき、又はその使用の期間が1日未満であるときは、当該1日未満の期間については、その使用の時間に応じて計算する。この場合において、1時間未満の時間については、1時間とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県立都市公園条例施行規則第3条第3項の規定は、平成29年7月1日以後に行為の許可を受けてする展示会その他の催しについて適用する。